

昨年度に審査委員の皆さまから補助金等の適正な運用に関する様々な意見を頂戴し、その内容を踏まえ、令和5年4月に「補助金等の適正化に関する指針」を改定しました。

現在、庁内全体で、新しい指針に基づいた補助金等の見直し作業を進めております。

## ① 所管する現行の補助金等交付要綱の内容確認

現行の補助金等交付要綱が新しい指針に整合し、個別要綱に必要な内容が備わっているのかを確認する。

## ② 個別の補助金等交付要綱の制定

個別要綱に①目的、②補助対象者、③補助対象事業、④補助対象経費、⑤補助率（補助額）、⑥終期を明示したうえで制定する。

## ③ 補助金等交付要綱の廃止

新しい指針に整合しないまたは、既に補助金等を交付していない、その役割を終えた補助金等交付要綱は廃止する。

